

特記事項

(修繕概要)

- ・鉄筋コンクリート造5階建て
- ・防水修繕

(入居者への配慮)

- ・当修繕場所は市営住宅で入居者が生活しているため、入居者に対する安全対策、プライバシー、騒音及び塗料の飛散等において十分注意すること。また、必要と思われる仮設は、受注者の負担により行うこと。
- ・本修繕に伴う騒音・振動・臭い等により、周辺住民から苦情があった場合は、修繕を一時中断し、誠意を持って地元調整を行うこと。また、修繕の再開については、市監督員の承諾を得てから行うこと。
- ・修繕案内文を作業開始1週間前までに各共用階段に掲示するとともに、各集合郵便受へのポストインを行った上で作業に取り掛かること。

(施工関係)

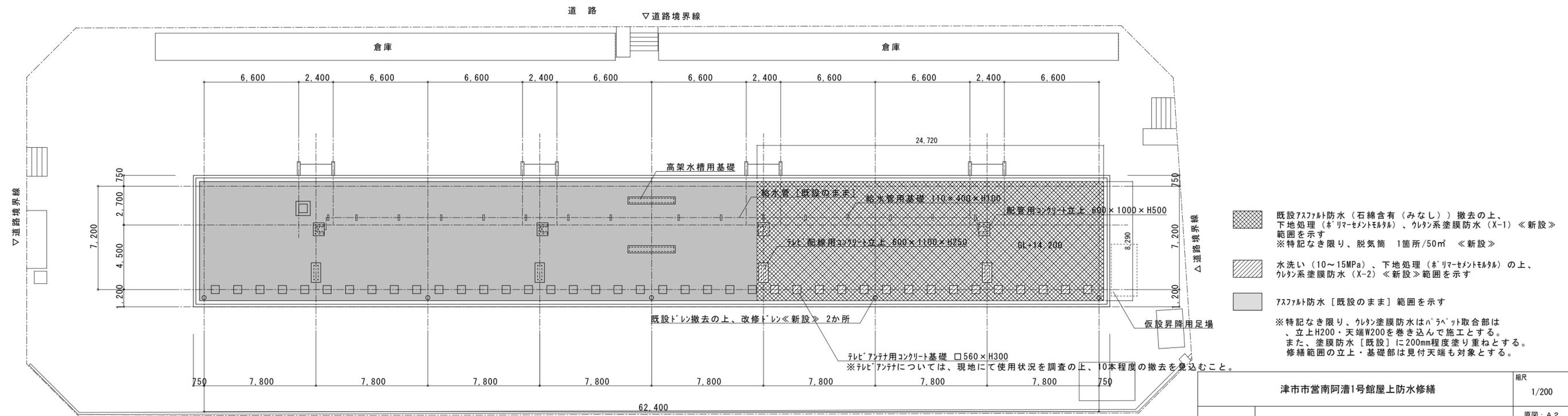
- ・修繕における施工計画書、材料承認及び各種関係書類等(調査報告書等)は当該修繕の工程に達するまでに、監督員の承諾を受けること。
- ・使用材料は当該修繕の工程に達するまでに、監督員による数量及び材料の検収を受けること。
- ・毎日の作業終了時には、修繕対象建築物の内外を清掃し、念入りな後片付けを行い、修繕区域の整理整頓につとめること。
- ・修繕に際して、作業の支障となる既設物は、一時取外しの上で復旧すること。
- ・本修繕に必要な諸手続(道路占用許可、中部電力、N T T等)及びそれに係る費用は、本修繕に含むものとする。
- ・作業着手までの現地調査は、事前に市監督員及び入居者の承諾を得るものとする。
- ・当該修繕以外のところに破損箇所等があれば、現状把握のために、市監督員の立会のもと写真等に記録しておくこと。また、修繕過程において、修繕対象物又は既存建物、付属物に損害等を与えた場合は、受注者の負担により速やかに復旧するとともに、市監督員に報告すること。
- ・現場作業については、事前に入居者へ作業期間を周知すること。
- ・修繕用電力及び用水は、受注者にて負担すること。
- ・修繕車両構内進入ルート、駐車場及び材料置場については、当課と協議の上、決定すること。
- ・大型車両進入の際は、誘導員を配置して、通行人及び敷地周囲の安全確保に配慮すること。
- ・修繕車両及び修繕関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- ・外部足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(平成21年4月 厚生労働省)により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。
- ・修繕完了時は、現場内外の後片付け及び清掃を入念に行うこと。
- ・設計図書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本修繕に含む。なお、内訳書の数量は参考とする。
- ・本修繕は、屋上での作業のため、安全対策を十分に配慮すること。
- ・受注者は、再資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、修繕着手前及び修繕完了後に「再生資源資源利用計画書(実施書)」と「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出することとし、また法令に基づき、再生資源利用計画を修繕現場の公衆が見やすい場所に掲げること。修繕着手前にはJ A C I Cが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、且、修繕完了時には実績報告をすること。
- ・修繕着手前に先立ち、石綿含有建材の仕様について、目視、設計図書及び資材資料等により書面調査及び現地調査し、市監督員に報告すること。

(適用基準)

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編(最新版)
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事修繕標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編(最新版)
- ・その他関係法令



附近見取図



図面名称	津市営南阿漕1号館屋上防水修繕	縮尺	1/200
	附近見取図・特記事項・配置図兼平面図	原因	A 2
	津市建設部市営住宅課	No.	1/1

配置図兼平面図 S=1/200